

國第百九十九回  
國家基本政策委員會合同審查會會議錄

第一号

二九〇

# 第一百九十九回 国家基本政策委員会合同審査会会議録 第一號

平成二十八年五月十八日(水曜日)

午後三時開議

衆議院

委員氏名

衆議院 委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 山井 稲田 朋美君

理事 佐藤 鈴木 美君

理事 俊一君 理事 博之君

理事 俊博君 幸男君

理事 細田 敏充君

理事 二階 和則君

理事 高木 幸夫君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

出席委員

衆議院 委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 山井 稲田 朋美君

理事 佐藤 鈴木 美君

理事 俊一君 理事 博之君

理事 俊博君 幸男君

理事 細田 敏充君

理事 二階 和則君

理事 高木 幸夫君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

出席委員

衆議院

委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 山井 稲田 朋美君

理事 佐藤 鈴木 美君

理事 俊一君 理事 博之君

理事 俊博君 幸男君

理事 細田 敏充君

理事 二階 和則君

理事 高木 幸夫君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

出席委員

衆議院

委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 山井 稲田 朋美君

理事 佐藤 鈴木 美君

理事 俊一君 理事 博之君

理事 俊博君 幸男君

理事 細田 敏充君

理事 二階 和則君

理事 高木 幸夫君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

出席委員

衆議院

委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 山井 稲田 朋美君

理事 佐藤 鈴木 美君

理事 俊一君 理事 博之君

理事 俊博君 幸男君

理事 細田 敏充君

理事 二階 和則君

理事 高木 幸夫君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

出席委員

衆議院

委員長 浜田 靖一君

理事 小此木八郎君 理事 木村 太郎君

理事 田中 和徳君 理事 御法川信英君

理事 山口 山井 稲田 朋美君

理事 佐藤 鈴木 美君

理事 俊一君 理事 博之君

理事 俊博君 幸男君

理事 細田 敏充君

理事 二階 和則君

理事 高木 幸夫君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

参議院 委員長 北澤 俊美君

理事 鶴保 康介君

理事 高木 宏君

理事 小川 敏夫君

理事 関口 昌一君

理事 理事

出席委員

ども、あのときは大変でした、確かに。四半期ペースで見て、年率一〇%のマイナスが二期続いたわけですね。そのときと比べると現状はそういうことではない、これは誰が見てもわかることだと思いますね。

ということは、予定どおり一〇%引き上げる、一〇%にするということですね。端的にお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず初めに、岡田代表に、昨日成立をいたしました本年度補正予算、震災のための補正予算が御党の賛成のもとに成立をいたしました。御党の御協力に心から感謝申し上げたいと思います。

また、改めまして、熊本地震によつてお亡くなになりました方々の御冥福をお祈りし、そして、御家族の皆様にお悔やみを申し上げ、全ての被災者の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

発災から三十四日が経過をしたところでござりますが、いまだに約一万人の方々が避難所での生活を余儀なくされ、そしてまた、自動車の中での時間を送つておられるわけでございます。

本日は、報道によると三十度近くまで気温が上がるということです。このテレビをごらんになつておられる方々もおられると思いますので、熱中症など、お体に気をつけていただきたいと思いますが、我々も、避難所へのエアコンの設置等、全力を尽くしていきたいと思いますし、安心できる住まいの確保にまずは全力を尽くし、生活の再建、なりわいの再建に政府一丸となつて力を尽くしていきたいと思います。

そこで、今の質問でございますが、今まで言つてきたとおりでございまして、まさに、世界に冠した社会保障制度を次の世代に引き渡していく上において必要なものであるとの考え方のものに、三%の引き上げを行いました。

次の二%の引き上げにつきましては、従来から申し上げておりますように、リーマン・ショックあるいは大震災の影響のある出来事が起こらなければ引き上げを行つていく、予定どおり行つて

いく考え方であります。いずれにせよ、そういう状況であるかないかは、専門家の皆様の御議論もいただき、適時適切に判断していきたい、このようになります。

○岡田克也君 熊本地震、これについては、我々、七千億円の予備費という極めて異例なことを認めました。これは、今後の日程などを考へると、本来あれば望ましいことではないと思いますけれども、我々はそれを受け入れて、成立、賛成させていただいたところであります。

ぜひ透明性を持つてその予備費の支出をしていただきたいというふうに思つております。

さて、先ほど、総理は予定どおりと云ふように言われました。そこで、私は、一年半前の解散時、衆議院の解散時の総理の記者会見を思い出すわけですね。

そのときに総理は何とおつしゃつたかといいますと、一〇%への消費税増税を再び延期することはない、ここではつきりと断言する、三年間、三年の矢をさらにも前に進めることで、必ずやその経済状況をつくり出すことができる、こうおつしやつたわけですね。そして、経済判断条項も削除された。つまり、必ず消費税を上げられる状況に持つてきますよということを解散時に約束された。そして、これはアベノミクス解散だというふうにおつしやつたわけです。

経済の現状はどうか。もちろん、リーマン・ショックのようなことは違うということを先ほど私申し上げましたが、しかし、順調な回復軌道に乗つているかというと、残念ながらそういう状況ではない。きょうもGDPの数字が、一一三の数字が出ましたけれども、消費はやはり力強いものはないという状況であります。

そういう状況である、つまり、なかなか消費税を上げられるかどうか微妙な状況、あるいは上げられないかもしれない、そういう状況にあることについて、私は、やはりこの一年半の経済運営が

うまくいかなかつたということだと思うわけですね。

けれども、私、国民の皆さんにあれば断言されただけです。それは、きょうの数字に基づいて、昨年度の名目と実質、一月時点でお見通しは、実質が一・一%昨年度ですね。それであります。その結果、安倍政権下、いわゆる三本の矢の政策、アベノミクスと言われる政策を進めてきて以来のこの三年間の結果どうなつたかといえば、名目で六・四%の成長でありまして、実質で一・五%でありますから、我々の経済政策は功を奏している、こう思つていています。

そしてまた……(発言する者あり)今、えつとういう声がございましたが、名目六・四%ですよ。その前は……(発言する者あり)今、実質という声がございました。そういう声がございましたので答えていただきますと、民主党政権時代は実質五・七%でありますから、名目は〇・七%ということは、どういうことかというと、五%のデフレだったということを示しておるわけであります。そして、名目も実質も大切です、しかし、給料に明細書に書いてある数字は、まさにこれは名目なんです。収入は名目、税収も名目であります。

そして、もう一つ大切なことは、必ず名目が実質を上回らなければならない。それがまさにデフレではないという状況であります。デフレといふのは逆の状況、ずっとこの逆の状況が続いてきたのを、我々安倍政権ができた以降、自公連立政権ができた以降、名実の逆転を正常化させることができました。これは二十年近く続いていたデフレから脱却する上において、私は、大きな一步であったことは間違いないのではないか、このように思います。

その上で、自民党の中にいろいろな議論がありますね。例えば、公約違反とか、アベノミクスが失敗だ、こういうことはないんだけれども、G7で国際協調が言われる中、あるいは機動的財政出動、財政政策の調和が言われる中で、やむを得ず一〇%を先送りする、こういうふうに、ここ二週間ぐらいの間に総理が言われるんじゃないかな、そういう意見もあります。自民党の中にもそれを期待している意見もあると思います。そういうことはないと断言されますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 二十年間の間の多くは自民党政権ではなかつたかという御指摘がございました。これは、前から私もそう申し上げております。ほとんどは自民党政権でありましたし、安倍政権も含まれています。前の安倍政権下においても企業は最高の収益を上げていましたが、給料は伸びなかつた、そうした反省も含めて今政策

ておきたいというふうに思います。

今言われましたけれども、例えば、きょうの数字に基いて、昨年度の名目と実質、一月時点での政局見通しは、実質が一・一%昨年度ですね。そして名目が二・七%だったわけです。それが、今回も数字をもとに計算すると、結果が出たわけですが、実質が〇・八、つまり一・二から〇・八に下方修正、そして名目は二・七から二・二に下方修正ということで、一月段階、つまり半年前の政府の見通しをかなり下回った。一・二が〇・八、実質でいうと、かなり下がつてしまつていいわけですね。だから、私はうまくいつていよいよ、ふうに思つてます。

を遂行しているんだということは申し上げておきたいと思います。

そこで、世界経済の状況であります。世界経済の状況について言えば、一五年については、リーマン・ショック後においては最低の成長率になりました。つまり、下方リスクがあるということではみんな認識を一にしているところであります。これが景気循環を超えるリスクとして顕在化をしてくるかどうかということについて注目をしているわけでありますし、注目をしなければならないと私は考えています。そこで、不透明さを増す状況の中において、中国の経済の減速というリスクもありますし、テロの問題等もあります。

そうした認識においては、これはもう世界共通の認識と言つてもいいと思いますし、先般回ってきたイタリア、フランス、ドイツそしてイギリス、それぞれの国々の認識もそうでありました。そういう中において、G7としてどういう責任を果たしていくべきかということについて議論をしてきたわけあります。そこで、私としては、需要を創出していくべきであろう、供給の制約要因は取り除いていかなければならぬということについては認識が一致したところでござります。

あしたも国際金融経済分析会合を開いて専門家の意見を聞くところでございますが、その上において、G7において議論を進めていきたい。その

中で、日本はG7の議長国としてどのような責任を果していくかということについてしっかりと考えなけらばならない、こう思つてているところでございます。

○岡田克也君 総理が今言われた、中国の経済がどうなるか、新興国がどうなるかというような、あるいは石油の価格がどうなるかというようなります。

その認識があるということは共通の認識だと思ふんですね。しかし、それに対してもう一つあるのが、ことしかなりリスクが高い

のか、もう少し、数年間のタームで物事を考えるのかということで対応は変わってくると思うんであります。

すぐそいうことがあり得るということで機動的財政出動。しかし、ヨーロッパの国々の中には、

もう少し長いタームで見て、やはり大事なのは構造改革だ、そういうものに耐えられるようにする

ためには構造改革こそが必要で、単年度で財政出

動したって余り意味がないね。そういう考え方

の違いがあるということは申し上げておきたい

と思います。

そこで、総理、ぜひ私は聞いたことに答えてい

ただきたいんですね。このサミットの前後で、い

や、やはり一〇%は再延期する、そういうふうに

言わることはないんですかと聞いているんで

す。

おられますように、生き物でもあります。

ですから、その中において、私は、リーマン・ショック級の出来事あるいは大震災、そうし

た大きな影響を及ぼす事態が起こらない限り消費

税を上げていくという従来の方針に変わりがない

ということは述べているとおりでございます。

そこで、今、岡田さんがおっしゃったように、

世界にはさまざまな意見がござります。

短期的に効く、つまり金融政策を行っているの

は、金融緩和を行つてるのは、ECBもそうで

すし、日本銀行もそうでありますし、アメリカの

F.R.Bもそうであります。そういう中においては、

財政政策が比較的効力を及ぼしていくと考え

方があるわけであります。こういう考え方にお

いては、日本も、米国も、恐らくカナダも、イタ

リアも、フランスも、そしてEUにおいても大体

これは共有していただいているのではないか、こ

う思うわけでございます。

そして、他国、それぞれの国は、しかしそれぞ

れの事情があるのでございまして、そしてまた、

経済の状況についてのリスクに対する認識、危機

をより具体的に進める。

守る。

そして、一番目は、法律にも書いてあります、

もし何か、総理、ありましたら。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 消費について言え

ば、確かに消費に、今回は、この一・一・三において

は個人の最終消費についてはプラスになつておりますが、しかし、消費が弱いということについて

は、消費税を引き上げて以来弱いのは事実であります。

しかし、その弱さにおいて、我々の予想よりも弱いというのは事実でございます。

そこへ我々も注目をしているわけでございます。

ただいま、私は、岡田代表から具体的な御提案

をいただきました、このように思います。いわば経済

をいかなければいけない、

総理、この三年半見ていても、私は余り進んでいないようには思えないんですね。公共事業を重点化していく、そして国民の皆さんに負担をお願いする以上、国会議員の歳費や公務員人件費も含めて削減する、そういうことを含む行財政改革の具体的計画を同時に策定しなければ、私はマークットの信頼は得られないと思います。

三番目は、社会保険の充実策です。

本来であれば、来年四月から、残された、例えば年金の、低年金者に対する年額六万円の給付、

こういうものは制度として、一時的に三万円を配

る話じゃありませんよ、制度としてしっかり始ま

るはずですね。子ども・子育てもあります。そ

ういうのは、消費税の引き上げを先送りするから

といって先送りしない、これは四月からちゃんと

やる。それはある意味で、私は機動的財政出動の

中身だと思います。公共事業じゃないんです。

そして、財源は、上げるまでは赤字国債でやる

しかありません。つまり、二年間は赤字国債で賄

うということです。

○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○岡田克也君 一年間時間ができたわけですか

ら、もう一度、軽減税率の導入は白紙に戻して、

総合合算制度や給付つき税額控除と、どれが一番

望ましいかということをきちんと議論し直す。

この四点を提案しておきたいと思います。

もし何か、総理、ありましたら。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 消費について言え

ば、確かに消費に、今は、この一・一・三において

は個人の最終消費についてはプラスになつておりますが、しかし、消費が弱いということについて

は、消費税を引き上げて以来弱いのは事実であります。

しかし、その弱さにおいて、我々の予想よりも弱い

というのは事実でございます。

そこへ我々も注目をしているわけでございます。

ただいま、私は、岡田代表から具体的な御提案

をいただきました、このように思います。いわば経済

をいかなければいけない、

そこで、私は、今度は、二度お聞きして、サミットの

前後で一〇%引き上げ再延期はないんですかと聞

いて、総理がお答えになりましたから、私は

顕在化するおそれがないと考えて、そういう中で何

をするかということを議論したわけであります。

○岡田克也君 私が二度お聞きして、サミットの

前後で一〇%引き上げ再延期はないんですかと聞

いて、総理がお答えになりましたから、私は

顕在化するおそれがないと考えて、そういう中で何

をするかということを議論したわけであります。

そこで、私は、今度は、二度お聞きして、サミットの

前後で一〇%引き上げ再延期はないんですかと聞</p

また、その果実を生かしていく、あるいは、既に国民の皆様にお約束をしている社会保障等々についてどのように対応していくか、そして、その財源についても御提案をいただいだと思つております。

ただ、まだ我々はそういう判断を、今申し上げた、従来の、申し上げた考え方の中で判断をしていく、適切に判断をしていくわけですが、

今の岡田代表の御提案は御提案として伺つておきたい、このように思います。

○岡田克也君 議題をかえます。  
総理は、自民党的憲法改正草案、これについて、国民民主権、基本的人権の尊重、平和主義など、現行憲法の基本原理は私たち自民党的憲法改正草案においても貫かれているというふうに答弁されました。二月三日の予算委員会です。

そこでお聞きしたいのですが、そこで貫かれていた、従来の、申し上げた考え方の中で判断をしていく、適切に判断をしていくわけですが、

今のようになります。

主義であります。

○岡田克也君 自民党的憲法改正草案の九条一項には、自衛権の発動を妨げないというふうに書いてありますね。

その自衛権の意味は、私は総理に委員会で質問をしましたが、

そのことありますけれども、いや、国連憲章に書いてある集団的自衛権の行使、つまり、限定したものとのことですなくて全面的なフルスペックの集団的自衛権の行使、こういうふうに言わわれていますね。そうすると、憲法改正草案で禁止されているものは一体何なのか。

今、侵略戦争と言われました。侵略戦争は、そ

れは国連憲章上もちろん禁止されていますよ。そ

んなことは言わすもがなのことですよ。わざわざ侵略戦争をしませんと言つことが平和主義とは言わないわけですから。

ですから、平和主義という名のもとで、では、どういう国家としての行為が封じられているのか、そのことについてお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々は、七十一年前、一度と戦争の惨禍を繰り返してはならない、この不戦の誓いのもと、平和主義を貫いてまいりました。

その中において憲法の九条がございますが、第一項、第二項、こうあるわけでございますが、その中で、我々は、例えば武力の行使についても三要件がかかるつておいでございます。そして、二度と他国を侵略しない、戦渦に世界の人々を巻き込むことはしない、これこそまさに平和主義であると想います。

同時に、私が今進めている積極的平和主義は、世界の平和を維持していくためにも貢献をしていこうとすることあります。紛争等が起こりそうなところにおいても、しっかりとその地域の生活の向上を図っていく、安定化を図つていく、貢献をしながら、より平和を拡大していく、平和の強度を上げていく、そのため日本が役割を果たしていく。これが私たちが今進めている積極的平和

そして同時に、我々は、前文から全ての条文について私たちの案はお示しをしております。御党

からは、そうした具体的なものは出ていないわけではありませんね。

そのことはしっかりとお示してく中において、最終的に、

これは修文がなされていく中において、最終的に、

國民の皆様にどの条文からお示しをしていくかと

いうことで憲法の改正の手続というのは進んでい

くんどうう、こう思つておいでございまして、

私たちが出たものは、あくまでもこれは一つの

草案として、國民の皆様に御議論をいたくた

き台として、一石を投じる、そういう役割を果た

している、こう思つておいであります。

大切なことは、憲法審査会において、岡田さん、

これは議論することなんですよ。憲法審査会とい

う場をつくって、そこで議論しないのであれば、

議論しないのであれば、これは全く議論は、私

は……(発言する者あり)

○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 議論は全く深まらないんだろう、こう思つておいであります。

そこで、議論を深めながら、そこで、例えば九条十一年間、指一本触れてはならない、憲法議論はい

う場をつくって、そこで議論しないのであれば、

議論しないのであれば、これは全く議論は、私

は……(発言する者あり)

○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 議論は全く深まらないんだろう、こう思つておいであります。

そこで、議論を深めながら、そこで、例えば九条

といふことについては改憲はできないという勢力

が例えば三分の一以上いるのであれば、それはで

きないわけでありますし、しかし、同時に、三分

の二を、形成を我々が図つていく中において、当

然多くは修正されしていくことになるんだろ

う、政治の現実はそういう現実でありますから、

その中でよりよいものをつくつていただきたい、こう

いうふうに考へておられるわけであります。

いずれにいたしましても、私たちは指一本触れ

つまり、三分の二を得る中において、もちろん

自民党で衆参でそれぞれ三分の二を得ることとは、

これは不可能なことでございます。恐らく与党に

おいてもこれは不可能なんだだろう。多くの方々に

賛同を得る、その賛同を得る道というのは、憲法

審査会において議論を深めていくことであります。

その議論を深めていく中において、我々は一

ます、草案を出す、草案を出すお気持ちが……(発言する者あり)

○会長(浜田靖一君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 草案を出すお気持ちがあるかどうかだけ、お伺いをさせていただきます。

○岡田克也君 まず、我々は、草案を出すつもりはありません。本当に必要な憲法改正の項目があ

れば、そのことはしっかりと議論したいと思います。

しかし、私は、あなたたちとは違うんですよ。G

HQがたった八日間でつくり上げた代物だと

て、日本国憲法そのもの全部を取りかえなきや

いんだ、そういう考え方ではありませんから。

むしろ、同じ与党でも公明党の皆さんの方に近いですよ。必要があれば直していけばいい。だから、必要があるかどうかをちゃんと議論したらいい。

総理は言われました、憲法審査会で議論しよう。

この国会で、實質、衆議院は一回もやっていませんよ。開いていないのは与党の責任じゃないですか。

それでなぜ審査会に逃げるんですか。議論するならしつかり議論しようじゃないですか。

そして、私、一番大事な、つまり憲法の三つの

原則の一つ、平和主義、これについて聞いている

んですが、答えはないんですよ。いつの間にか、憲法改正、これはたたき台と。尻込みしないでくださいよ。自信を持って出されたんでしよう。

草案の言う平和主義の具体的な法規範として一

体何を言っておられるのか、そのことをお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 平和主義というの

は、まさに我々は戦前の反省の中から、他国を

侵略しない。これは当たり前というふうにおつ

しゃつたけれども、しかし、そういう出来事がこ

の世界の中で起こつてゐるじゃないですか。そ

うことをしないといふことなんですよ。そういう

状況をつくらないように我々も貢献していくと

いうことが大切なんですよ。当たり前と言えばそれ

がなくなるものではないんですよ。当たり前にする

石を投じたところでございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々は、七十一年前、一度と戦争の惨禍を繰り返してはならない、この不戦の誓いのもと、平和主義を貫いてまいりました。

その中において憲法の九条がございますが、第一項、第二項、こうあるわけでございますが、その中で、我々は、例えば武力の行使についても三要件がかかるつておいでございます。そして、二度と他国を侵略しない、戦渦に世界の人々を巻き込むことはしない、これこそまさに平和主義であります。

そして、憲法改正の、これは草案でございます。つまり、憲法改正というのは、衆参でそれぞれ三分の二を得なければならぬわけでございます。つまり、内閣総理大臣(安倍晋三君) 議論は全く深まらないんだろう、こう思つておいであります。

そこで、議論を深めながら、そこで、例えば九条



そこで伺います。

消費の落ち込みが予想以上、想定外になつたのはなぜか、その原因をどうお考えになつてあるのか、端的にお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々は、二〇一二年の十一月に政権を担当して以来、デフレから脱却をし、そして所得をふやす、また職をふやす、この挑戦を続けてきたわけでございます。

そして、デフレではないという状況をつくることはでございましたが、デフレ脱却には至っていないわけであります。そのデフレ脱却には至つていなかつて、消費税を引き上げたことによつて、いわばまだデフレマインドが残つてゐる中において、消費について国民の皆様が非常に慎重になつた、同時に、経営の方々も投資に対する慎重になつたのも事実であるうと思ひます。

しかし、雇用においては、有効求人倍率においては、四十七の都道府県の四十六で一を超えておりますし、所得についても、ペアが三年続き、また、パートの皆さんのお給は過去最高になつてゐることは事実であります。

つまり、雇用においても収入においても、これは大きな成果が出ているのは事実であります。やはり二十年間続いてきたデフレ、これは、世界にはそれをどう解決するかという教科書がないわけでありますから、私たちは新たな政策で臨んでゐる、まだその道半ばの中における消費税の引き上げにおいて消費の低迷が続いた、このように考えております。

○志位和夫君 私は、消費の落ち込みが予想以上になつた原因について尋ねたんですね。お答えがありませんでした。結局も反省もないという態度だと思います。

賃金が上がつてきたということをおつしやいますが、働く人一人当たりの実質賃金は四年連続マイナス、五%も目減りしております。なぜこんなに消費が落ち込んだのか。

私は、八%への増税実施直前の二〇一四年一月

の本会議での代表質問で、働く人の賃金が減り続

け、ピーク時の一九九七年に比べて七十万円も減つてることを指摘して、このような経済情勢のもとで増税を強行すれば景気悪化の悪循環の引き金を引くことになることは明らかだと述べて、この挑戦を続けてきたわけでございます。

そして、デフレではないといふ状況をつくることはでございましたが、デフレ脱却には至つていなかつて、消費税を引き上げたことによつて、いわばまだデフレマインドが残つてゐる中において、消費について国民の皆様が非常に慎重になつた、同時に、経営の方々も投資に対する慎重になつたのも事実であるうと思ひます。

しかし、雇用においては、有効求人倍率においては、四十七の都道府県の四十六で一を超えておりますし、所得についても、ペアが三年続き、また、パートの皆さんのお給は過去最高になつてゐることは事実であります。

景気判断をしないといふことは、消費税を一〇%に引き上げることで景気が悪化することが明確な場合であつても引き上げは行うといふことがあります。イエスかノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、実質賃金であります。足元の三月においては、一人当たりの実質賃金においても一・四%のプラスになりますか。イエスかノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、実質賃金であります。足元の三月においては、一人当たりの実質賃金においても一・四%のプラスになりますか。イエスかノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、実質賃金であります。足元の三月においては、一人当たりの実質賃金においても一・四%のプラスになりますか。イエスかノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、実質賃金であります。足元の三月においては、一人当たりの実質賃金においても一・四%のプラスになりますか。イエスかノーかでお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、実質賃金であります。足元の三月においては、一人当たりの実質賃金においても一・四%のプラスになりますか。イエスかノーかでお答えください。

働く人がふえる中においては、一人当たりの実質賃金ということについては、これはどうしても下がつていくわけであります。しかし、みんな稼ぎで見る総雇用者所得においては、名目はもちろん、実質についても上がつてきているわけであります。(志位和夫君「委員長、質問に答えさせてください」と呼ぶ)

しかし、今、いろいろなことを指摘されましたから、幾つか指摘をされた中において、私はその指摘に一つ一つ今お答えをさせていただいているうちに、その事実を見ようとなぜ、追い打ちをかけられるように増税をかぶせた、これが消費の落ち込みが予想以上になつた原因と言わなければなりません。

長期にわたつて働く人の賃金が減り続けているのに、その事実を見ようとなぜ、追い打ちをかけられるように増税をかぶせた、これが消費の落ち込みが予想以上になつた原因と言わなければなりません。

もう一問聞きます。

来年四月に予定されている消費税一〇%への増税について、総理はこの間の国会答弁で、景気判断条項を削除した、したがつて、消費税を上げるかどうかについての景気判断を行うことを考えていないと繰り返し述べておられます。

そこで伺います。

景気判断をしないといふことは、消費税を一〇%に引き上げることで景気が悪化することが明確な場合であつても引き上げは行うといふことでありますから、反論はさせていただきたい、このように思います。

そこで、今申し上げましたように、私たちはしっかりと実質賃金においても、実質賃金といふのは、まさに三%消費税を上げましたから、この三%分を削られてしまうわけですから、そこで上げていくといふことは大変なんですが、三月においては一・四%プラスになりますか。これはまず申し上げたいと思います。

そして、その上で、消費税につきましては、先ほど申し上げているとおりでございまして、これはリーマン・ショックあるいはまた大震災級の影響のある出来事が起こらない限り、予定どおりに引き上げていくといふ……。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 方針に変わりはないんです。

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、終わつていただきたいと思います。

○志位和夫君 結局、否定されなかつた……

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げたとおりでございます。

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、終わつていただきたいと思います。

○志位和夫君 結局、消費税八%への増税で増税

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 時間が来ておりますので、終わつていただきたいと思います。

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、簡潔に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 方針に変わりはないといふことです。

○志位和夫君 私が聞いていることにお答えになつてない。

リーマン・ショックか大震災のような事態にならなければ、景気悪化が明白な場合でも上げるというんですかと聞いているんです。イエスかノーか、答えてください。それを聞いたんだです。早く答えてください。

簡潔に。終了していただかなければなりませんので、よろしくお願ひいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これはイエスかノーかということでは、単純な問題ではなくて、つまりこれは、そういう状況が起きているのか、

そういう影響が出てくるのかということについては、これはまさに専門家の皆さんに分析をしていただかなければならぬということです。

これは、お互に時間を守り合つて、時間が来たら終わらないと、私ももつとしゃべらせていただかなければならぬことになりますか

ですか。これは、なかなかやめられないといふことがあります。

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、終わつていただきたいと思います。

○志位和夫君 結局、消費税八%への増税で増税

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げたとおりでございます。

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、終わつていただきたいと思います。

○志位和夫君 結局、消費税八%への増税で増税

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げたとおりでございます。

○会長(浜田靖一君) 総理、時間が来ておりますので、終わつていただきたいと思います。

○志位和夫君 おおさか維新の会の片山虎之助でございます。

○会長(浜田靖一君) これにて志位君の発言は終了いたしました。

次に、片山虎之助君。(拍手)

すね。いつも幕切れは今のような話になります。

この党首討論について一言言いますと、最初は

一週間に一度だった。イギリスのクエスチョンタ

イムと一緒にありますね。しばらくたつて一ヶ月に一

回になって、そのうち、ねじれ国会なんかになり

ましたから、一国会で一、二回になつた。今は、

一国会、大体四十五分間の一回です。

私は、もうそろそろこの党首討論のあり方を見

直したいと思いますよ。国会改革や国会の運

営の見直しの中で、もうやめるんならやめる、形

を変える、やるんならやるようになります。最後の一

分間、一分間で党首同士が争うなんて、私は見苦

しいと思いますよ。一遍きつちり変えてもらつた

らしい。予算委員会も最近は集中審議が多いです

から、そういうことを含めて、よろしくお願ひし

ます。

本題に入ります。

消費税は、これは皆さん言われる話で、我々は、消費税の再増税は再延期すべきだ、こう思つておられます。予算委員会で何度も総理にも申し上げております。景気は不透明、身を切る改革の成果はありませんし、軽減税率の財源は見つからない、その上に、熊本の地震は終息しませんね。こういうことの中で、私は、再引き上げなんということができる環境はないと思いますよ。

決断は、総理、早い方がいいですよ。サミットがありますから、いろいろなことがあるんでしようが、早い方がみんな助かる。ぜひ御決断賜りたい。

その前に、やはり責任問題が出てきますよね。

きょうも各党の方が言われましたように、責任問題が出てくる。それから、二度延期しますと、三度目が引き上げるのが難しいんです、こういうのは。

ぜひそれについて総理の御所見を賜りたい。言うだけ言って、あとは総理に答えてもらいますから。がたがたしませんから、最後。憲法改正につきましては、きのう参議院の予算委員会で申し上げましたように、今の憲法のいいところは残さないけれども、全面改正なんという

のは、我々は無理だと思います。

そこで、今、国民が切実に思つて、実態のあるものについて、国民の意向を聞きながらそれを改正する憲法案をつくりて、憲法改正をしてこの政策を実現するんですよ。それを我々は三つ挙げていますよ。

教育の無償化。保育を含む幼児教育から大学、

大学院までの教育を全部無償にする。出生率も上

がりますよ。待機児童問題なんか起こりませんよ、

小中学校と同じなんだから、保育園が。ぜひこう

いう骨太の政策をやってくださいよ、長期政権な

んだから、総理。

それからもう一つは、やはり地方自治の充実なんですよ。地方創生もいいですよ、特別交付金もいいけれども、地方は確実に衰退していますよ。若い人がいなくなつて、耕作放棄地がふえて、元気がありませんよ。それは、やはり東京に何でも集まり過ぎるからですよ。ここで物が決まり過ぎる、何でもここにある、これをばらさないといけません。そういう思い切った地方分権といいますか、地方に立法権を与える、課税自主権を与える、ぜひそれをやついただきたい、こう思いますね。

あと、憲法裁判所ですよ。憲法裁判所があれば、今のような安保法制の議論はなくなるんですよ。そこがきつちり判断すればいい。

ぜひそういうことを着実にやってください。今、九条改正をやるのは早過ぎる。やるべきじゃありません。また、緊急事態条項も、熊本を見ても、大丈夫なんだから、現状で私は上げる必要はない

と思います。

総理の御所見を賜ります。

○会長(浜田靖一君) 安倍内閣総理大臣。簡潔に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) たくさん御質問をいたいたわでございますが、まず、この党首

討論のあり方につきましては、まさに国会で御議論をいただきたいと思うわけでございます。

日本においては、予算委員会に私が出席をして、

論をいたしました。

以上をもちまして、本日の合同審査会は終了いたしました。

委員会にも出るわけですが、ほかの国は、

大体、総理大臣が委員会に出で個別について答弁するということは少ない。英國でもそうですが、

ますが、その中において、いわば党首討論というものが導入された。日本で、これは両方ともある

ものでありますから、今、片山さんが指摘された

ようなことになつたんだろうと思います。

また、消費税につきましては、これは我々も適

切に判断していただきたい、こう思つております。

憲法につきましては、いわば二十一世紀にふさ

わしい日本のあり方について、御党は勇気を持つて考え方を示しておられることについては敬意を

表したいと思います。

我々は、このお示しをしている憲法草案の中から、これを何が何でもということを言つたことはないわけではありません。それは、やはり東京に何でも集まり過ぎるからですよ。ここで物が決まり過ぎる、何でもここにある、これをばらさないといけません。そういう思い切った地方分権といいますか、地方に立法権を与える、課税自主権を与える、ぜひそれをやついただきたい、こう思いますね。

考え方はこうですよといふことをお示ししている中において、では憲法審査会で議論をします、その中で、では今これが必要なことについて収めんしていけば、でも自民党の出している草案、ここはこのままであれば賛成できませんよという考え方には、このままであれば、私たちも柔軟に対応していきたい、こう考えているところであります。

また、御党の、今幾つか、憲法裁判所あるいは教育の無償化等について御提案等もいただきました。そういうことについてもしっかりと建設的に審査会で、党と党が案を持ち合つて、議論が收れんしていくことを期待したい、このように思う次第でござります。

また、片山委員にも、ぜひ元気でこれからも頑張つていただきたいと思います。

○会長(浜田靖一君) 時間が来ておりますので、よろしくですか。

○片山虎之助君 やりますので、お互いやります

終わります。

○会長(浜田靖一君) これにて片山君の発言は終

了いたしました。

以上をもちまして、本日の合同審査会は終了いたしました。

平成二十八年五月二十四日印刷

平成二十八年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局